

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十四年東京都条例第八十五号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第六条まで（現行のとおり）

事務	名称	額	徴収時期
一から三まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
四 法第四十一条の規定に基づく狩猟免許申請手数料の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料 一 法第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 二 その他の者の狩猟免許の申請に係る審査	三千九百円 五千二百円	免許申請のとき。
五 法第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許状再交付手数料	狩猟免許状再交付手数料	千円	再交付申請のとき。
六 法第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許更新申請手数料	狩猟免許更新申請手数料	二千八百円	更新申請のとき。
七 法第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査	狩猟者登録申請手数料	千八百円	登録申請のとき。
八 法第六十一条第一項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録の申請に対する審査	狩猟者登録変更登録申請手数料	千八百円	変更登録申請のとき。
九及び十（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行

第一条から第六条まで（略）

事務	名称	額	徴収時期
一から三まで（略）	（略）	（略）	（略）
四 法第四十一条の規定に基づく狩猟免許申請手数料の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料 一 法第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 二 その他の者の狩猟免許の申請に係る審査	四千円 五千三百円	免許申請のとき。
五 法第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許状再交付手数料	狩猟免許状再交付手数料	千円	再交付申請のとき。
六 法第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許更新申請手数料	狩猟免許更新申請手数料	二千九百円	更新申請のとき。
七 法第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査	狩猟者登録申請手数料	千九百円	登録申請のとき。
八 法第六十一条第一項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録の申請に対する審査	狩猟者登録変更登録申請手数料	千九百円	変更登録申請のとき。
九及び十（略）	（略）	（略）	（略）

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）